

情報保全の在り方に関する有識者会議の透明化についての要望書

2010年（平成22年）1月22日
日本弁護士連合会

情報保全の在り方に関する有識者会議の運営方法等について，次のとおり要望する。

1 要望の趣旨

議事詳細を国民が十分に把握できるように会議を公開し，議事内容や出席者の発言内容を正確に伝える議事録を作成のうえ，それを全面的に公開するよう会議の運営方法を改めた上で，透明性の確保された手続において，国民の知る権利の実現の観点から慎重かつ十分な検討がなされることを要望する。

2 要望の理由

情報保全の在り方に関する有識者会議（以下「本有識者会議」という。）は，2009年（平成21年）7月17日に，秘密保全法制の在り方に関する検討チームの議長（内閣官房副長官）決定によって設置され，同検討チームにおける「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」に意見を述べることが予定されている（本有識者会議第1回説明資料「情報保全の在り方に関する有識者会議開催までの経緯・設置の趣旨」）。

いうまでもなく，行政機関が保有する情報は公開が原則であり，その秘匿を法制化するにあたっては，国民の知る権利の実現の観点から慎重に検討し，透明性の確保された手続において十分な国民的議論を尽くす必要がある。なお，外務省のいわゆる「密約」問題に関して行政による情報秘匿の疑いが国民の不信を招いていることを理由に外務大臣から調査命令が発せられたことに明らかなるとおり（平成21年9月16日付「いわゆる『密約』問題に関する調査命令について」），行政による情報秘匿の法制化に際して慎重な検討が必要であることは，外交や防衛に関する情報も同様である。

ところが、本有識者会議に関しては、現在までに2回の会議が開催されているものの、会議自体は非公開であるうえ、会議の内容として公表されたのは議事要旨のみで、各議論の発言者も不明であり、国民がその検討状況を十分に知ることができない状態で手続が進められている。本有識者会議において、会議を非公開とし、公表を議事要旨のみとする理由は示されていない。

かかる手続で進められている本有識者会議は、手続の進行及び検討過程が不透明で、国民に開かれた存在とは評価できず、「各会の有識者から我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について意見をいただく場」（本有識者会議第1回説明資料・前掲）として適格性を備えるものとは言い難い。

中央省庁等改革基本法30条5項では、審議会等（国家行政組織法八条に規定する合議制）について、「会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること」とされており、同法を受けた「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする」と定めており、会議自体を公開することや、議事録作成を前提に、それを公開することを原則としたうえで、その例外としては、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う場合をあげている。

本有識者会議は、かかる審議会等にはあたらないものの、上記方針に定める「懇談会等行政運営上の会合」（行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの）に該当すると考えられる。そして、上記方針では、懇談会等行政運営上の会合について、「審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上」という留保はしつつも、「審議会等の公開に係る措置に準ずること」としている。

以上を踏まえるならば、本有識者会議の運営方法としては、審議会等の公開に係る措置に準じた扱いがなされるべきである。本有識者会議に

おいては、上記方針が例外として掲げる行政処分、不服審査、試験等に関する事務が取り扱われているわけではないことはもちろん、具体的な秘密事項が議論されているわけでもない。したがって、本有識者会議について、会議又は議事録を非公開とすべき特段の理由もない。

以上